

令和5年度 第2回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和5年5月10日 午前9時00分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第6号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

議案第8号 農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について（諮問）

議案第9号 令和4年度最適化活動の点検・評価の決定について

5. そ の 他 【報告事項】令和5年度標準作業賃金について

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	2 番 長野 和代	3 番 清住 昇
4 番 松本 茂	5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸	8 番 平井 豪	9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正	11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二	14 番 中村 節美	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	西村 盛一	田上 安幸	松永 博文	井芹 康雄
伊佐 浩二	坂本 導成	松野 文男	上村 敦之	

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

外村 和彦

8. 議事録署名人

2 番 長野 和代

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第2回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 それでは、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。早朝からの会議に参集いただきまして、誠にありがとうございます。皆さん御存じのように、コロナについては、8日から季節性インフルエンザと同様の第5類に引き下げられておりますが、まだまだ県内でも多いときには100名を超えております。今後のコロナウイルスの発症については全て自己判断に委ねられておりまして、まだまだコロナもばかにしてはいけませんので、お互いに十分注意をしていきたいと思います。

これからいよいよ、苗代の時期、さらには麦の出荷の時期、あるいは田植えと、私たちにとりましては忙しい時期になりますが、暑くなりますので、農作業等をされる場合は十二分に水分等を取りながらやっていただきたいと思います。

本日は3条はありません。5条案件と基盤強化法、それに、農振関係の案件、さらに、私たちが毎月報告をしております最適化の活動に関する取りまとめについてを議題としておりますので、皆様方の忌憚のない意見をお願いしながら、簡単ではありますが、挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、14番委員の中村節美委員と、それから2番委員の長野和代委員をお願い

をいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速議事を進めてまいります。
議案第6号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。
議案第6号、農地法第5条許可申請書審議について。
農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、2ページをお願いします。
議案第6号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番についてを審議したい
と思います。

それでは、3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

実際には昨年から既に利用されており、今回、無断転用であることが分かったため、改めて転用申請が出されました。

なお、今回の申請書には始末書も添付されていることを申し添えます。

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。地図につきましては、3ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

赤く示しているのが今回の申請地でございます。県道嘉島甲佐線がこのように通っております。芝原の集落、左に吉田の集落、そして、既存施設、こちらに申請人の事業所がありまして、そこに隣接するこちらのところが今回の申請場所になります。

場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、3番の清住委員から説明をお

願います。

○ 3 番 それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で借り受け、資材置場、駐車場を増設するために転用を申請するものです。

 転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明します。

 それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

 1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農業公共投資の対象になった農地であるため、第1種農地に該当すると思われます。第1種農地の転用は原則できませんが、第1種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

 2については、既存施設の拡張であり、事業達成のために代わる土地はありません。

 3については、無断ではありますが、既に転用されているため、事業の実現性については問題ありません。

 4については、既に周囲にブロックを設置されており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

 5については、問題ないと思われます。

 6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

 以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○ 1 3 番 13番委員の緒方です。

 先月の4月27日に、会長、河嶋委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字芝原字芝原第二にある農地で、農業公共投資の対象となった農地であるため、第1種農地に該当すると思われます。しかしながら、既存施設に隣接しており、既存施設の拡張に当たるため、例外的に転用は可能だと思います。

 周囲の影響については、既に周囲にブロックを設置されており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれはないと思われることを報告いたします。

 以上です。

会 長 ただいま13番委員の緒方委員から現地調査の報告、また、3番委員の清住委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

 意見はないようですので、それでは採決を行います。許可することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としては、許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をしまいたします。

続きまして、番号2から番号6番までは同一事業ですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。

それでは、番号2番から番号6番について説明します。

(申請人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・譲受人の状況・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、4ページに添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらの右下、赤く示しているのが今回の申請土地でございます。国道443号線がこのように御船町の方角に行っております。アクセスケブルさん、ヤマキフーズさん、白旗グラウンドがこちらにございまして、申請人の事業所がこちらにございます。隣接が西邦電気さんということで、場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。

それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で借り受けたり譲り受けて、駐車場にするために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以上の農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、第1種農地の例外規定である流通業務施設、休憩所、その他これに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置される場合に該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

2については、周辺地域において事業達成のために代わる適地は近くにはないと思われます。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、周囲にはL型擁壁及び側溝を設置するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。

先月の4月27日に、会長、緒方委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字糸田字夫ノ田にある農地7筆で、10ヘクタール以上の広がりのある農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、第1種農地の例外規定である流通業務施設、休憩所、その他これに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置される場合に該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

また、周囲にはL型擁壁及び側溝を設置するとされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれはないと思われることを御報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま12番委員の河嶋委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、第一種農地の例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

○1番 国道443号の道が、こういう運輸業とかが増えてきて、拡張とか、そういう計画とか、また糸田なんかは農道が遠くから見ると狭い感じがするので、耕地整理とか農道の整備などの計画はあるんですか。

事務局長 まずは糸田の農道というか、基盤整備の計画ですけれども、今のところ地元のほうで推進委員会を立ち上げて進めている状況です。令和7年ぐらいの事業採択を目指していて、あらかたの区域を決めて、今、中の計画の策定に入っている段階です。

あと、あそこの国道側については、圃場整備の区域から1枚分とか除いて今のところ計画されているような状況です。流通業関係、ここにもありますとおり、国県道に面したところであれば、物流関係については転用とか農振除外の許可が出やすいところもありますので、それを見据えたところでの計画に今のところなっている状況です。

以上です。

○ 9 番 拡張なんかはまだ全然……

事務局長 今のところ、施設の拡張とかの話……

○ 9 番 いや、国道。

事務局長 ああ、国道拡張の話は、今のところ農政のほうでは何も聞いていません。

会 長 よろしいですか、境委員。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号 2 番から 6 番につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付します。

議案第 6 号は終わりました、続きまして、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、5 ページをお願いします。

議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和 5 年 5 月 10 日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の 6 ページをお願いします。

甲農第 236 号、令和 5 年 4 月 27 日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第 3 条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第 5 条第 1 項の規定により諮問します。

次の 7 ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和 5 年度第 2 回です。

まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、6 年の田が 6 筆の 7,027 平米となります。

賃借権の新規について、5 年の田が 16 筆の 1 万 3,542 平米、5 年の畑が 1 筆の

1,569平米、6年の田が1筆の903平米、10年の田が7筆の4,755平米となります。

使用貸借権の再設定についてはございません。

使用貸借権の新規について、6年の田が3筆の991平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が33筆の2万7,218平米、畑が1筆の1,569平米となります。

その他、所有権移転について、田が5筆の2,159平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、8ページをお願いします。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定に関する農用地利用集積計画についてを審議します。

番号1番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらが申請地です。ふれあい広場がこちらにありまして、その右を県道稲生野甲佐線が通っています。町道大峯線がこちらで、野乃屋がこちらにあります。申請土地は野乃屋のすぐ北で、北に1筆、北東に2筆あります。全部で3筆、全て上早川の大峯にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は、認定農業者で、主に加工用米の作付けをされています。今回の申請地には加工用米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。境委員、どうぞ。

○1番 相手方が4町ぐらいあるんですけど、大峯地区には今借りた以外にも結構まだ耕作地はあるんですか。新規ですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 大峯のほうには初めてです。主に芝原のほうで借りていらっしゃいます。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は2番委員の長野委員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(長野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが県道小川嘉島線です。府領集落を通り、田口線沿いにあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付けをされています。今回の申請地には米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり承認いたします。

長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

続きまして、番号3番、4番、5番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらに日立物流さん、大福物流さん、ダイハツ、木村のあられさんがいます。申請土地は、木村のあられさんから南西に3筆あります。元白旗第二に3筆固まっております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番、4番、5番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米、大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番

1枚1枚は狭いみたいなんですけど、これは、あぜを壊して1枚物にされるような感じですか。

会 長

事務局、どうぞ。

事務局

前のスクリーンの現況写真を見ていただくとお分かりかと思いますが、現在、あぜ壊しされてつくっております。

会 長

ちなみに、賃借権等、これは親戚の方もおられますので、多分、荒れるよりつくってくれということだと思います。そういう感じだと思います。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番、4番、5番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、9ページをお願いします。

番号6番、7番、8番、9番、10番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続いて、申請地の位置の説明をいたします。

地図が2ページにわたります。番号6番につきましては14ページに記載があります。前のスクリーンでも説明いたします。

こちらが甲佐高校です。国道443号線を北に上っていきますと熊本市方面に進み、中川モーターズがこちらにあります。今回の申請地は、こちらの中川モーターズの裏に1筆ございます。

続きまして、地図上では15ページを御覧ください。前のスクリーンでも引き続き説明いたします。

こちらが甲佐小学校です。甲佐小学校の裏門を出まして、定住促進住宅サンコーポラスの駐車場前を通り過ぎますと、葬祭場碧水苑がございます。今回の申請地は、碧水苑前の宅地の裏にある1筆です。その2筆隣にもう1筆ございます。

こちらに町道緑町益城橋線、町道仁田子古川線が通っておりまして、仁田子古川線沿いにあと2筆あります。計4筆ございます。

こちらにロッキーがございまして、ロッキーの前を北に進んだところにもう1筆、美里町から甲佐のほうに進んだ益城橋下に1筆ございます。

続きまして、10番の申請農地の所在について説明いたします。サンコーポラスがこちらにございまして、サンコーポラス駐車場と碧水苑の間に1筆、碧水苑駐車場から東向きにもう1筆、計2筆あります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付けをされています。申請地にも米、野菜の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番

結構仁田子から土地が出てるんですけど、これはどういうわけが出たのかと、あと、●●さんは新規就農者でいきなり3町ぐらいになるんですが、その辺の栽培契約なんかは大丈夫ですか。

会 長

事務局、よろしいですか。

事務局

仁田子の部分ですけれども、米などを作っておられる方に相談されて、この前に作られている方と相談されて、譲受人に作っていただきたいということで今回申請が上がっています。今回3町ぐらいになると思うんですけど、新規就農者としてや

る気もあられるので、様子を見ながらということになるかと思います。

事務局長 小鹿辺りと豊内辺り、それとこの仁田子のほうに広げられているということで、作物としては無農薬の米とか野菜関係ということで、農機具あたりも導入されて、今のところ奥さんと二人体制ということですが、規模を拡大して、そのために会社組織にされて、最終的に繁忙期とかに関しては雇用などを考えておるというようなお話は最初の頃に聞いております。

○5番 一応、前者が作られたものをそのままスライドして作るという形で多分引き受けられていると思うんですけど、無農薬をうたわれているので……。小鹿だったら作付けされている方は●●さんしかいないのでいいと思うんですけど、その辺のところを……。上豊内もそこまでこだわらないということで借りられていると思うので、その辺のところはどうなのかなと思って。ほかに仁田子で作られている方もいらっしゃるんで、それで無理やり無農薬を押し通すというのはちょっとあれなので、その辺の考えはどうされてるのかなと。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 この譲受人の方ですけども、無農薬でできそうなところはされて、その土地に合わせて栽培を行っていきたいと言っておりますので、仁田子でも迷惑がかからないような作り方をされると思います。

推進委員 私も仁田子で作りよるものですから。これだけの枚数をですね。お幾つの方？

○5番 34と書いてある。

推進委員 もう吐息の出るごたる面積、枚数なもんだけん、よっぽど気をかけて農業委員会のほうも取り組んで。

○5番 自分のほうも気にはなってたんすね。まだ苗床の準備なども全然できてないような感じにしか見えないので、心配してから農業委員会には聞いたけど。境委員にも聞いたんですけど、一応宮内と上豊内で苗床はするという話なんですけど、土地を見たらまだ代かきもしてなかったんで、大丈夫なのかなと思ってはいるんですけど。

推進委員 せっかくの新規就農者というか、そういう人だけけんが、若いけん、よっぽど腰を入れて。

○1番 ばってん、何も聞かんで独自で動きようごたっ感じ。

○5番 だけん、最初の地起こしとかで動かれてるのは見てたのでやってるのかなと思うけど、そのあたりがちょっと、トラクターも動きよらんし、対応してるような感じが見受けられんけん、大丈夫かなと。

事務局長 おっしゃるところは分かります。新規就農者で、認定されたのが昨年だったかな。ということで、5年間は県、それと農協、町のほうとかで中間でも入りますし、県のほうだと巡回指導あたりもされますので、そこをちょっと気をつけて、県のほうとも話しながら重点的にその辺のところを指導していただけるような形をとりた

いと思います。ありがとうございます。

会長 ほかに何かございませんか。

この案件は公社を通しての、手を挙げた人がつくるといふ感じのあれですから、それ要望されとつとですから、今課長が言うたような形で、あれするときには付け加えていきたいと思います。

ほかに何かございませんか。どうぞ。

○1番 何年か前に新規就農者へ国からの補助金が出るようになって、始められるんですけど、やめられる方が結構多いんですよ。だから、せっかく始められた方なので、そこは注意してよろしく願いしておきます。

事務局長 分かりました。

会長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番から10番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号11番から12番は、譲受人が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は農地利用最適化推進委員の田上委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(田上委員退出)

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

16ページ、17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず11番の申請土地は赤いところです。安津橋を通りまして、熊本甲佐総合運動公園がこちらにあります。申請土地は、サッカーグラウンドから西に向かった場所にあります。

続きまして、12番の申請土地について説明いたします。こちらに町道仁田子古川線が通っておりまして、仁田子古川線沿いに1筆、その向かいにもう1筆、南に2筆、合計4筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号11番、12番の相手方は認定農業者で、主に酪農をされています。今回の申請地には飼料作物の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号11番から12番については、原案のとおり承認をいたします。

田上委員の入室を認めます。

(田上委員入室)

続きまして、番号13番から14番は、譲渡人、譲受人が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は12番委員の河嶋委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(河嶋委員退出)

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続いて、申請地の位置の説明をいたします。

18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに中村製材所、奥村牧場がございます。奥村牧場から南に進んだところに1筆あります。こちらが町道大町二段橋線で、こちらが中横田鶴線です。大町二段橋線沿いに2筆ありまして、2筆のうちの1筆、こちらが13番、その隣が14番の申請土地になっています。

続きまして、相手方の状況について説明します。

相手方は認定農業者で、主に米、麦、飼料作物の作付けをされています。申請地には米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 小作のところで、10アール当たり131キロとなっていますが、これはどういう意味ですか。

会 長 事務局、何か分かりますか。

事務局 合計で300キロと書かれていましたので、それを分けたような形に……

○10番 合計は240キロになってますよね。要は面積きに出しとるけん、面積当たり131キロっていうのはおかしいんじゃないかという話です。

事務局 240割る1.836をすると、反当たり131……

○10番 131キロとか反当たりこんなにあって米されると。普通は1反当たり60キロぐらいですよ。

事務局 ただ、申請人と譲受人……

○10番 10アールと書いてあるけん、10アールを消せば意味は分かりますよ。10アール当たり131キロってあり得ないでしょう。一般的に、10アール当たり、普通は60キロですよ。倍以上になりますよね、これ。だから、どういう計算されてるのか。

事務局 数値上、このように出しますけど、譲渡人の方の対価が300キロで申請されていたので、それをちょっと……

○10番 その300キロというのは、上の人と下の人は違うでしょう。上の方は240キロでしょう、対価は。それを面積で割ったらどうなるんですか。

事務局 上の方と下の方は一緒です。

○10番 一緒だけど、片方は60キロと書いてある。だから240キロは、上の方の1反8畝で割らないといかん。

○5番 2反8畝を300キロで割ったのかな。

○10番 うん。だから、ちょっとおかしいんじゃない。

事務局 上だけが物すごく高くて、下が今度は1俵なんで全然整合性がとれない。

○10番 整合性が全くとれないから。

○2番 大分前に河嶋さんが契約なされたところで、1反当たり2俵というときありましたよね。だけん、えらい払いなるなと思ったことはあります。質問はしませんでしたけどね。そういうことはありましたね。

事務局 1筆ごとに出してあるとじゃなかつですかね。だけん、13番と14番で申請書が二つあるでしょう。そこの13番のところで240キロって書いてあったんですよ。14番のところで60キロって書いてあったんですよ。

事務局 書いてあったです。

事務局 だから申請書のとおりに、その分、払われるということだと思います。

○10番 大きいけんね。

事務局長 そうですね。

会 長 下のほうがたまたま10アールだからストレートに書いてきてあるんでしょうね。

○5番 こっちは反で60キロになっとるけん、その残りを130キロに乗せとるけん、こう
いう形になるのかなと。

事務局長 そこの申請書の書き方だと思います。行政書士、司法書士の方か何かが……。

事務局 これは本人さんが出されてます。

事務局長 同じ方で別の申請なんで本当は半々ぐらいの形になるのかな。

○10番 まあ、いいけど、これで本当に本人さんが払うかあれなんで。

推進委員 これは全体が5俵だけん、数え方がおかしいんでしょう。5俵で計算したとば全
体で割れば、10アール当たりもおかしくならんはずだったんでしょう。

○5番 ですね。ちゃんと1反と分けてしまったからおかしくなってる。

推進委員 分け方がおかしい。

事務局長 申請書が2枚になってるから。

推進委員 同じ人だから、全体で5俵で契約されたんでしょう。

事務局長 多分そうだと思います。

推進委員 5俵を同じごと割り振れば、10アール当たりは同じで出てくるはず。

事務局 申請書の書き方だと思います。

推進委員 番地が同じやつを二つに分けて……。同じじゃなかばってんが、1と2が分離し
て……

事務局長 所有権が、上のほうの13番が相続の登記がされてない部分ですので、権利関係が
ちょっと変わりますので、分けた申請ということになります。

推進委員 ばってん、これで申請してあるなら、もうしょうがないですね。

推進委員 13番が4俵、14番が1俵で。

会 長 いろいろ疑義があろうかと思いますが、本人の申請のとおりということで処理し
ていきたいと思います。よろしいですか。

 それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
します。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。13番、14番については、原案のとおり承認をいたします。

 河嶋委員の入室を認めます。

 (河嶋委員入室)

 続きまして、10ページをお願いします。

 番号15番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用
した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方
から農地を買い上げる案件です。

- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明します。
- (所有権を移転する者・所有権を受ける者・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。
- 19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- こちらが甲佐神社です。こちらに町営住宅上揚団地がありまして、甲佐神社から上揚団地に向かって行きますと、県道三本松甲佐線沿いにあります。
- 以上で説明を終わります。
- 会 長 ただいま事務局から、番号15番についての説明がありました。
- それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 質問もないようでございます。
- それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号15番については、原案のとおり承認をいたします。
- 続きまして、番号16番について審議したいと思います。
- この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。
- それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明します。
- (所有権を移転する者・所有権を受ける者・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。
- 20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- こちらが熊嶺石材採石場です。こちらに甲佐神社がありまして、砕石場と甲佐神社の間に2筆あります。また、甲佐神社から東に向かい、こちらに2筆あります。
- 以上で説明を終わります。
- 会 長 ただいま事務局から、番号16番について説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 境委員、どうぞ。
- 1番 平井委員にお聞きしたいんですけど、この山下や宮上の現況としてはどんどん荒地が増えている状況ですか。
- 8番 そんなことはありません。もともと耕作されております。
- 会 長 境委員のほかに御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号16番については、原案のとおり承認をいたします。

議案第6号、7号については終わりましたが、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。10時半まで休憩をとります。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

会 長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第8号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、21ページをお願いいたします。

議案第8号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第129号、令和5年4月18日。

甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について（諮問）。

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農地法上問題ないか諮問します。

詳細につきましては事務局から説明いたします。

以上となります。

事務局 それでは御説明申し上げます。23ページをお開きください。

(変更しようとする土地の所在・農用地区域の番号・用途区分・変更後の土地の用地・変更しようとする理由を読み上げ)

続きまして、場所につきましては、25ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

真ん中下から上に、県道嘉島甲佐線がこのように通っております。右に芝原集落、左に吉田集落、既存のダイハツさんの施設がこちらにございまして、そこに隣接する南側、この赤く示しております3筆、これを既存施設の拡大ということで、現在、農振農用地の区域になっておりますので、除外して規模拡大したいという理由に基

づき、このエリアを農振農用地から除外して規模拡大の転用をしても農地法上問題ないかという諮問でございます。

今回、諮問されている農業振興地域整備計画の変更に係る内容としましては、事業拡大に伴い駐車場が手狭となったため、隣接する農地に駐車場を増設する計画について、農振農用地から除外した場合、農地の転用に関し農地法上問題がないかということで、今、申し上げましたとおり、甲佐町長が農業委員会に諮問しているところでございます。

番号1番の案件につきましては、公共投資の対象となっており、また、10ヘクタール以上の広がりもあるため、第1種農地に該当いたします。先ほどもありましたが、第1種農地の転用は原則許可することができないとされておりますが、今回の申請地は、既存施設に隣接しており、面積も既存施設の2分の1以下であるため、農地法の運用についての例外規定である既存施設の拡張に該当すると思われま。このため、事務局としましては、転用については農地法上問題ないと考えております。

以上です。

会 長 ただいま事務局から、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問案件の番号1についての説明が詳しくあったところです。

これについて何か御質問はございませんか。

伊豆野委員、どうぞ。

○5番 以前、別の事業者の方が農振農用地の転用を申請されたときには、こういう伺い立てはなかったような気がしたんですけど、ここは何か違うんですか。

会 長 前あったのはたしか済んでいた部分じゃないですか。だったと私は記憶してます。

○5番 じゃあ、前に諮問があつて。

会 長 そういうことです。

○5番 分かりました。ありがとうございます。

会 長 ほかに何か。境委員、どうぞ。

○1番 もうこの土地はダイハツさんの名義ですか。

事務局 いえ、まだです。

○1番 じゃあ、まだ伺いだけ。

会 長 その前の段階。

○1番 じゃあ、その次のやつもですか。

事務局 改めて、農業委員会で農地法上は問題ないという答申を町の農振協議会に返した後、農振除外の手続に入られます。それで、3か月、4か月後に除外手続が完了し、改めて転用申請が町の農業委員会、この委員会に申請ということで、転用申請について改めて審議をしていただくという流れになっておりますので、名義については

まだまだです。

境委員、よろしいですか。

会 長

ほかに何かございませんか。

ほかには質問はないようでございます。

それでは、この件につきまして、農地法上、問題なしか、あるいは問題あるかについて決定したいと思います。

問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員問題なしと認めます。それでは、当農業委員会としましては、諮問案件番号1番については、転用に農地法上の問題はないということで、町長のほうへ答申をしまいります。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、24ページをお開きください。

諮問の番号2番について御説明申し上げたいと思います。

(変更しようとする土地の所在・農用地区域の番号・用途区分・変更後の土地の用地・変更しようとする理由を読み上げ)

続きまして、場所については、26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

赤く示したのが今回諮問の農地でございます。右から、県道宇土甲佐線がこのように通っておりまして、県道今吉野甲佐線がこのように、それと、重複しておりますが、小川嘉島線がこちらのほうに行っておりまして、県道に面したこの1画、3筆です。こちらに田原の集落がございます。グリーンセンターが近くにあります。

今回、諮問されている農業振興地域整備計画の変更に係る内容といたしましては、事業拡大に伴い資材置場が手狭となったため、事業所の近隣区域内にある農地に資材置場を増設する計画について、農振農用地から除外した場合、農地の転用に關し農地法上問題がないかと町長から諮問が来たところです。

諮問番号2番の農地につきましては、公共投資の対象となっていない農地で、広がりも10ヘクタール以下のため、第2種農地のその他の農地に該当すると思います。第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができると認められる場合には、原則許可することができないとされております。しかしながら、農地法の運用についての例外規定である、流通業務施設、休憩所、その他これに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置される場合に該当すると思われます。

このため、事務局といたしましては、転用については農地法上問題ないと考えま

す。

以上です。

会 長 　　ただいま事務局から、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長から諮問の案件、番号2についての説明があったところです。

これから質疑に入ります。何か御意見はございませんでしょうか。

本田委員、どうぞ。

○10番 　　ここはずっと看板で、土地を貸しますということで業者のほうはずっと立てていて、最近、ここにジャガイモがあったんですよ。だから、ジャガイモを植えるのは●●と思うんですね。ここは以前、大豆を植えたりしてあったんですよ。それで、これのこっち側はひびが入って、私が大豆刈りに行っても恐ろしいから崖のほうに行けないんです。防災マップを見ると、府領のほうのもうちょっと下のほうから防災マップで崖崩れが載ってるんですけど、ここは載ってないんですよ。けども、雨が降ると、あそこは土砂が下の道に落ちてくるんですよ。そういうところに資材置場というのは大丈夫なのかというのがあります。

　　そういうことで、今、あそこは誰か借りてるんですか。それとも、●●さんの名義になってるんですか。前は●●さんが借りてたんです。

会 長 　　事務局、何か分かりますか。

事務局 　　登記名義人は当然そのままでございます。現在借りていらっしゃるの、おっしゃったとおり●●さんです。

○10番 　　契約はいつまでなんですか。たしかここは出てきたかなと思うんですよ。

○2番 　　いや、上がってないですよ。

○10番 　　闇でしょう、今。

○2番 　　今から契約しようと思っておられますから。

○10番 　　だから、これが出てきて、今から契約されるのかなと。ジャガイモは終わってますからね。

事務局 　　そこはうちのほうに届けは届は出てないと思います。

○10番 　　ただし、不動産屋さんの看板は出てるんですよ、貸しますという看板が。

事務局長 　　この案件は、今、ジャガイモを植えられている方との契約が、何か月前だったか、農地法の3条で一応出そうということで、申請書までは作られたんですけども、その後、この業者さんとの転用の話があって、ジャガイモを作られている方と話をされて、申請を取り下げられて、こっちのほうの売却の方向で進められたという流れになっています。

○10番 　　ずっとほたってあったんですね。最近になってからジャガイモをやって、これが出てきたから何でかなという意見です。

会 長 　　今、課長が言われたような感じで。流れはですね。ジャガイモの収穫までは、お

そらく●●さんがされた後でのあれになると思います。崩れている云々と言われたことはそれから先のことで、資材庫を造るときにそれだけのあれを上手に造られればと思いますので。

○10番 ということで、そういう土地ですよということです。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、この案件につきましても、農地法上、問題なしかありか、決定したいと思います。

問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員問題なしと認めます。それでは、当農業委員会としましては、諮問案件の番号2番については、転用については農地法上問題ないということで、町長のほうへ答申をしてまいります。

続きまして、最後の議案です。議案第9号、令和4年度最適化活動の点検・評価の決定についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、27ページをお願いいたします。

議案第9号、令和4年度最適化活動の点検・評価の決定について。

令和4年度最適化活動の点検・評価の決定について、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございました。それでは、議案第9号、令和4年度の最適化活動の点検・評価の決定について、まずは各委員の最適化活動の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、28ページから51ページまでの間について、まず御説明させていただきます。

こちらは、各委員の最適化活動の点検・評価について記載しております。

1の(1)最適化活動の実施状況についてですけれども、これは提出いただいた活動記録をまとめたものになっております。(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果についてですけれども、①のほうは、利用状況調査などで各地区でチームをつくってございましたけれども、その四つのチームとしてしていただいたものを各委員間で案分したものが①の成果になっております。②の自己の点検・評価については、先日出していただいたものを記載しております。

2、農業委員会による点検・評価についてですけれども、1の(1)の活動日数

と（２）の成果のほうを国の採点表で点数づけをいたしまして、その点数に基づいた評価の文言を入れております。活動日数に重きが置かれた点数配分となっておりますので、また、今年度に関しましても活動記録の記入をよろしくお願いいたします。

以上で事務局から説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。各委員の最適化活動の点検・評価について説明を受けました。皆様には事前に見ていただいているかと思いますが、御意見等を伺いたいと思います。何かないでしょうか。

特になければ、次に進みます。

それでは、農業委員会の農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、52ページ目をお願いいたします。

令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明いたします。

先ほどは各委員の最適化活動の点検・評価についてでしたけれども、こちらは農業委員会全体の最適化活動の点検・評価となります。

Ⅰ、農業委員会の状況ですけれども、これは昨年度のものとなっております。農業委員会の現在の体制といたしましては、委員数14名、最適化推進委員数10名となっております。

農家・農地の概要ですけれども、こちらは、農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。また、認定農業者の数等も記載しております。認定農業者85名、認定新規就農者6名、農業参入法人5となっております。甲佐町の耕地面積は、1,180ヘクタールとなっております。

次のページをお願いいたします。

Ⅱ、最適化活動の実施状況につきまして、昨年度の初めに最適化活動の目標を立てましたけれども、農地の集積につきましては、現状は1,180ヘクタール、これまでの集積面積は655ヘクタール、集積率は55.5%となっております。

目標につきまして、国のガイドラインにより平成28年度に定められた指数に基づいて目標を設定しておりました。新規集積面積が289ヘクタール、集積面積の累計の目標が944ヘクタール、集積率が80%となっております。

③実績については、新規集積面積が13ヘクタール、集積面積が668ヘクタール、集積率が56.6%となっております。国のガイドラインが高い目標となっていたため、できる範囲で活動していただければという話をしていたと思います。できる範囲でいただけたかなと思っております。

結果といたしましては、水田における担い手への農地集積は、農業委員、最適化

推進委員の活動により集積が進められ、一定の成果が上がったのではないかと思います。畑については、活用されていない農地も見受けられ、担い手への集積が必要であるが、栽培される作物等の関係もあり、集積がなかなか進まない状況です。

続きまして、(2) 遊休農地の発生防止・解消について、現状につきましては、1号遊休農地が152ヘクタール、こちらの緑区分の草刈り等で直ちに耕作可能な農地につきましては32ヘクタール、黄色区分の重機などを入れて耕作できるようになるような遊休農地につきましては、120ヘクタールとなっております。

目標値につきましては、緑区分の遊休農地の解消といたしまして、3年度の利用状況調査における緑区分の草刈り等で直ちに耕作可能な農地が32ヘクタールありましたので、これを5分の1ずつ解消することが国のガイドラインの目標になっておりました。それで、6ヘクタールとなっております。

次のページをお願いいたします。

③の実績といたしましては、緑区分の遊休農地の解消実績面積は13ヘクタールとなっております、達成状況は216.7%となっております。

また、昨年度も農地の利用状況調査を農業委員さんと推進委員さんで行いましたが、その結果といたしまして、1号遊休農地が91ヘクタール、緑区分は25ヘクタール、黄色区分は67ヘクタールとなっております。また、利用意向調査を11月から12月にかけて委員の皆様にしていただきました。結果といたしまして、農業委員さんと最適化推進委員さんが連携し、利用状況調査や利用意向調査を実施できました。また、緑区分の遊休農地の解消について、目標を達成できました。

それでは、(3) 新規参入の促進について説明いたします。現状といたしまして、令和3年度の新規参入者は4経営体、3ヘクタールの農地の貸し借りや売買で新規参入者が耕作しています。

目標といたしましては、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が、平成28年度から30年度の権利移動の面積の平均27ヘクタール、これの10分の1とすることが国のガイドラインで定められておりましたので、2.7ヘクタールとしております。

次のページをお願いいたします。

実績といたしましては、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は11ヘクタールとなりました。また、新規参入者の参入状況ですけれども、4経営体、5.3ヘクタールとなりました。結果といたしまして、令和4年度の新規就農者は、個人3名と法人1法人となりました。今後も新規就農者の確保が図れるように、機会を捉えて普及活動を行っていききたいと記載しております。

2、最適化活動の活動目標につきましては、4年度の目標は月8日としておりました。実績としましては平均で月8.8日でした。

(2)の活動強化月間については、実績としまして1月から3月にかけて非農地について実施しました。1月に非農地化を実施する地域の検討を実施しました。2月に現地調査を実施、3月の定例会総会にて決定して、非農地通知を送付いたしました。

次のページをお願いいたします。

(3)新規参入相談会への参加ですけれども、実績といたしましては、11月15日に新規就農を希望する者に対して、就農に関する相談・支援を実施いたしました。

全体的な目標達成状況についてですけれども、農業委員会の実績を国のガイドラインに沿って点数付けして、その点数に基づいた評価を書いております。目標に対して期待を上回る結果が得られたことを記載しております。

一番下のほうには、先ほどの委員さんの点検・評価がどのような人数の割り振りだったかを記載しております。

次のページをお願いいたします。

総会、部会の開催実績ですけれども、総会は毎月実施されました。また、4月は再選後の役員編成のため臨時総会も開かれました。農地管理対策部会が2回、営農対策部会が1回行われました。

農地法第3条に基づく許可事務につきましては、48件上がってきました。

転用に関しては22件上がってきました。

また、違反転用への対応につきましては、令和5年1月24日に、会長、職務代理人、各部会長と事務局で、違反転用の早期発見、未然防止のためにパトロールを実施いたしました。

事務局からの説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。ただいま、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、あるいはその他事務の実施状況の公表についての説明があったところですが、皆さん方から何か御質問はございませんでしょうか。

境委員、どうぞ。

○1番 違反転用についてちょっとお伺いしたいんですけど、農業委員会に対しては大体始末書で済むみたいな感じなんですけど、何かほかの法律で罰せられるとか、そういうことはありますか。

事務局長 基本的に、始末書で済まされるというのは例外的な扱いだと思います。転用関係については、御存じのとおり町ではなく県のほうでの許可となりますので、県のほうに農地法上の罰則があります。建物とかが建ってるような状況で、それを原状復帰するのはなかなか難しいところがあるので、指導として、始末書提出、後で申請

ということがありますけれども、厳しいケースであると原状復帰命令で更地に戻すとか、そういうことをされているところも全国的にはあります。ただ、状況的にそこまでというのは、今のところなかなか県のほうもやっていません。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんでしょうか。

ほかにはないようでございます。ちょっと整理していきたいと思います。

最適化推進の活動につきましては、農業委員会の重要な業務として行っているところです。

その活動の内容としましては、ただいま説明がありましたように、一つ目は農地の集積、それから、遊休農地の発生防止の解消、それから、新規参入への促進などの業務が責務として位置づけられているところです。

この活動を実のあるものにするためには、活動の点検・評価が重要であると考えているところです。

昨年度において、目標に対しての活動実績が不足している部分は補いながら、本町農業委員会としましての評価がもらえるよう、しっかりした活動の充実を図ってまいりたいと考えているところです。

意見がなければ、議案第9号、令和4年度の最適化活動の点検・評価の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。それでは、この件に関しては、原案のとおり承認をいたします。

以上で本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。その他のほうに入りますので、事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長 それでは、4番のその他に入ります。

事務局のほうから。

事務局 報告事項がございます。令和5年度標準作業賃金について、中村営農対策部会長のほうから御報告をお願いいたします。

○11番 先月、4月19日に営農対策部会を開催しました。会長及び職務代理者、事務局の8名で令和5年度の農作業標準賃金を決定しましたので、報告します。

それでは、別紙のA4サイズのほうを見てもらっていいですか。

今年度の賃金、稲田起こしは、整備地区が6,000円、未整備地区が7,000円。田起こしが、基盤整備地区が4,000円、未整備地区が4,500円。麦の耕地は、4,500円と5,000円。稲のコンバイン刈りが1万2,000円と1万3,000円。麦のコンバイン刈りが7,000円と8,000円。大豆のコンバイン刈りが6,000円と同じく6,000円です。機械田植

が5,500円と6,000円。代かきが7,000円と7,000円です。これは全部、10アール当たりの金額です。

それから農薬散布ですね。水和剤が10アール当たり1,500円、粉剤が2,000円。一般農作業が6,900円から8,000円。これは1日当たりですね。時給としましては853円で、最低賃金になっています。草刈作業、これも1日9,000円。これは機械持込みですね。機械の麦・大豆播種が7,000円になっています。稲の乾燥は10アール当たり1万円になっています。苗作りは1箱が550円。これは種の消毒と種持込みです。米・麦・大豆の運搬賃が1,000円になっています。肥料散布、これは乗用機械よる、トラクターなんかで振るやつが1,500円になっています。プラウの天地返しで溝を上げるものは10アール当たり6,000円になっています。カルチ作業、これも機械によって作業するものが2,000円です。畔ぬりがメートル当たり40円から50円になっています。

以上、報告を終わります。

事務局 ありがとうございます。何か意見はございましたら、よろしくお願いします。

○6番 去年より上がったものはありますか。上がったのを言って。

事務局 機械田植が、昨年5,000円と5,000円だったのが、5,500円と6,000円。基盤整備が500円上がって、未整備地区が1,000円上がっています。それと、一般作業が6,800円から8,000円だったのが、6,900円から8,000円。あと、稲乾燥が昨年9,000円だったのが1万円。あとは変わりございません。

○6番 ちょっともう1回。すいません。

事務局 田植、機械田植が去年は基盤整備5,000円、未整備5,000円だったところが、本年は5,500円で未整備が6,000円。それと、代かきです。去年が基盤整備が6,500円、未整備が7,000円だったところを、本年度は両方とも7,000円。基盤整備地区が500円アップしています。それと下の一般農作業が6,800円から8,000円の間ということでしたが、今年度は6,900円から8,000円の間。それと草刈り作業が、去年が8,000円だったのが本年度は9,000円。稲乾燥が9,000円だったのが1万円。あとは変更ありません。

以上です。

○10番 質問しますけど、この中に稲乾燥というのがあるでしょう。今まで業者の考え方は違うんですよ。出来高なんですよ。要するに、乾燥してもみすりします。それで何俵とれたかという出来高によってたんですよ。これは10アールとなっているでしょう。だから、その辺の考えを次回ぐらいから考えてほしいんですね。要するに、何俵とれたかによって料金は変わってきます。今の業者の考え方はね。だから、乾燥は10アール当たり1万円という業者は今のところありません。

事務局 事務局からですが、昨年、5月以降ですか、これを回覧で各家庭へお回しして、

その後、一般の町民の方からそういった御指摘がありまして、そういった指摘を受けて、先月の部会で、10アール当たりから1俵当たりとか何俵当たりという単位に変更してほしいという要望がありましたという提案をさせていただいて、部会の中で従来のままでいいんじゃないかということで決定されました。

○10番 ただ、業者はどこでもね……。

事務局 あくまでも、これは個人を想定しておりまして、なりわいでされている方についてはその基準に従っていただければと思います。

○10番 意味は分かるんだけど、今、乾燥だけやってるところはほとんどありません。ほとんどが乾燥からもみすりまでという考え方に変わっています。個人で乾燥をやっ
て、それを積んでいく人も中にはおるかもしれませんが、基本的考え方は、ほとんど、出来高で乾燥賃ともみすり代を払っているのが現状ですよという説明をしています。

会 長 本田委員が言われるのは分からなくはなくて、確かにJAなんかも出来高なんですよね。出来高にして、多い人は受け取るし、少ない人は少ないだけの乾燥賃しかもらっていません。ただ、これは甲佐町も山都町も嘉島も、一応横並びで考えてますので、なかなか難しいところはありますけど、そういうことで理解願いたいということですよ。

それと、草刈りのところは最賃が853円ですから、それに合わせないといかんだろうというところで、100円ですけど、一応上げています。

○1番 農薬散布のところで、水和剤と粉剤の労働賃金が違うのはなぜですか。水和剤のほうが手のかかる感じがするんですけど。

会 長 水和剤の場合は噴霧するものもあるしね。個人ですのと大々的にするのがあるけん、どこに焦点を合わせるかというのがあって。

事務局長 これは何年か前までは全部一緒だったんですよ。部会の話合いの中で、会長がおっしゃったとおりですけども、そういう状況の中で、粉のほうが手がかかるということですよ……。

事務局 すみません、訂正をお願いします。部会の間では2,000円統一になっておりましたが、私の作成時のミスでございます。同額です。訂正しておわび申し上げます。水和、粉剤とも2,000円の同額です。両方とも2,000円です。

事務局長 何年か前に粉と水和代を分けて、粉と高くしてたんです。今回の話合いの中で、あまり変わらないということで統一したということで、すいません、ちょっと忘れておりました。

○6番 僕は米を作っていないんですけど、去年かおとしあたりから、ドローンでするやつが、農協から回ってきたのか、チラシで入ってきたようでした。何社かしているようですね、農協だけではなくて。高いのか安いのかどうか知らんばってん、3、

000円、4,000円払わにゃんみたい。

会 長 ドローンは業者が入ってますもんね。業者が入ってJAさんと契約して。

○6番 農協に業者が入ってる。

会 長 はい、そうです。個人でされる方は別です。

○6番 個人じゃなくて、頼んでいる。

会 長 多分、業者が入って、業者と契約して、その金額に応じてしているみたい。

事務局長 あくまでもこの標準賃金は個人個人でのやり取りで、業者さんの場合は全然考えていません。

では、ほかに御意見がないようでしたら、標準賃金ということで、これが来月かな……。一応これについては、さっきちょっと水和剤の金額が間違っておりましたので、そこを訂正して、来月の各組の回覧でまたお示ししたいと思います。それと、町のホームページとか「広報こうさ」あたりにも載せたいと思います。そういうことで報告させていただきます。

会 長 その他でもう1件だけ、私からお願いします。

県の会議等に出席いたしまして、いろいろ資料を拝見する中で、皆さんにお願いですが、農業新聞をほかの農業委員会の農業委員さん、最適化推進委員さんはほぼ100%に近い状態で購読されておりますので、もし購読されていない方がありましたら、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。本来は事務局から申し上げるところですけど、私のほうからあえて申し上げますので、よろしくお願いします。

以上です。

事務局 それでは、長時間にわたりましたがけれども、これをもちまして第2回定例農業委員会総会を閉会いたします。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

2 番

14 番